

令和
六
年
五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)

議事日程(第三号)

令和六年三月十一日(月曜日) 午前十時開議

第一	報第 一号	専決処分の報告について(五條市上水道事業給水条例の一部改正)
第二	報第 二号	専決処分の報告について(五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)
第三	報第 三号	専決処分の報告について(和解)
第四	報第 四号	専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
第五	報第 五号	専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
第六	報第 六号	専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
第七	報第 七号	専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
第八	報第 八号	専決処分の報告、承認を求めることについて(令和五年度五條市一般会計補正予算(第九号))
第九	報第 九号	専決処分の報告、承認を求めることについて(令和五年度五條市一般会計補正予算(第十号))
第十	報第 十号	専決処分の報告について(損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定)
第十一	議第 二号	五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正について
第十二	議第 三号	五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正について
第十三	議第 七号	五條市子どもサポートセンター条例の一部改正について
第十四	議第 八号	五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第十五	議第 九号	五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について
第十六	議第 十号	五條市国民健康保険税条例の一部改正について

第十七	議第 十一号	五條市介護保険条例の一部改正について
第十八	議第 十二号	五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
第十九	議第 十三号	五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
第二十	議第 十四号	五條市営住宅条例の一部改正について
第二十一	議第 十五号	五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第二十二	議第 十六号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
第二十三	議第 十七号	令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）
第二十四	議第 十八号	令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十五	議第 十九号	令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十六	議第 二十号	令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十七	議第 二十一号	令和六年度五條市一般会計予算議定について
	議第 二十二号	令和六年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
	議第 二十三号	令和六年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
	議第 二十四号	令和六年度五條市介護保険特別会計予算議定について
	議第 二十五号	令和六年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
	議第 二十六号	令和六年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
	議第 二十七号	令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
	議第 二十八号	令和六年度五條市水道事業会計予算議定について
	議第 二十九号	令和六年度五條市下水道事業会計予算議定について
第二十八	議第 一号	五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定について
第二十九	議第 四号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
第三十	議第 五号	五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第三十一 議第 六号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第三十二 議第 三十号 五條市税条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
仲	秋	中	谷	吉	窪	岩	福	山	吉	藤	大
山	本	山	田	本	塚	口	田	富	谷		
直	俊	勝	佳		耕	雅	美	龍			
嘉	嗣	樹	啓	正	秀	孝	実	司	範	子	雄

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡清司
副市長	福田勝彦
教育長	井上恵
理事	石田茂
技監	善本隆典
市長公室長	西本久雄
総務部長	櫻本茂樹
危機管理監	中本賢二
すこやか市民部長	久保雅彦
あんしん福祉部長	谷口久美
産業環境部長	平己富長
都市整備部長（土木管理担当）	池嶋晶
都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	上田井朗
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡民長
大塔支所長	吉川佳秀
会計管理者	榮林淳子
水道局長	柴田裕彦
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野哲史
農業委員会事務局長心得	石井武史

事務局職員出席者

事務局長	西
事務局次長	小
事務局次長補佐	辰
事務局総務係長	神
速記者	仁
	科
	農
	巳
	田
	峯
	久
	光
	大
	典
	基
	樹
	子
	輔
	章
	美

午前十時零分開会

○議長（福塚 実）ただいまから八日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

谷 勝啓議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。理事者側から議案書に誤りがあったとの申出があり、正誤表を配付しております。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）日程第一、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第一号 専決処分の報告について（五條市上水道事業給水条例の一部改正）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第一号 専決処分の報告について（五條市上水道事業給水条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページと二ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、水道の整備・管理行政に係る所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることになって、水道法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年二月十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を御報告するものでございます。

続きまして、改正した内容の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページを御覧いただきたく存じます。

本則につきましては、第十一条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めたものでございます。

附則につきましては、施行の期日について定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第二、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第二号 専決処分の報告について（五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第二号 専決処分の報告について（五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページと五ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、水道の整備・管理行政に係る所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることになって、水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年二月十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を御報告するものでございます。

続きまして、改正した内容の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたく存じます。

本則につきましては、第四条第六号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改めたものでございます。

附則につきましては、施行の期日について定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）内容が、厚生労働大臣を国土交通大臣に改めるということですが、布設工事監督者の配置基準及び資格基準の改正もあつたと。水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正もあつたということですが、法律の内容の改正は必要なかったのかどうか。

○議長（福塚 実）柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦）大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回、影響がありますのが水道技術管理者のほうになります。水道技術管理者の講習を実施するのが、現在、厚生労働省が認めたものでありますが、それが国土交通省が認めたものに変わるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、第二号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第三、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第三号 専決処分の報告について（和解）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。岡西吉野支所長。

〔西吉野支所長 岡 民長登壇〕

○西吉野支所長（岡 民長）失礼いたします。ただいま上程いただきました報第三号 専決処分の報告について（和解）の提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市コミュニティバス西吉野コース勢井・屋那瀬線において、委託先の運転手が運転を誤り、本市所有車両を全損させた物損事故に関し、和解することについて、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和五年十二月二十七日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の八ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市住川町一六三番地の二、五條二見交通株式会社本社営業所 代表取締役 油谷 收造。

和解の要旨につきましては、本件事故の原因は、相手方運転手の運転誤りによるものであるため、相手方の過失割合を十割とすること。相手方は、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金三十一万六千九百円を市に支払うものとする。こと。

今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

事故の概要につきましては、令和五年九月十五日午後零時三十分頃、県道勢井宗川野線の五條市西吉野町勢井地内において、本市が、五條市コミュニティバス西吉野コース勢井・屋那瀬線の運行を委託している五條二見交通株式会社の運転手が、当該ルートを走行中、本市所有の車両の運転を誤り、道路沿いの倉庫に接触し、前方の木に衝突させ、全損させたものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）道路沿いの倉庫に接触し、前方の木に衝突させたところなんですけど、この倉庫、また木の補償は必要なかったんかどうか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

それぞれにつきましては受託者であります、本件の場合ですと五條二見交通株式会社によって賠償いたしております。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ、地域の住民の足に支障はなかったのか、そしてまた全損で全く車両は使えなくなったのか、その辺、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

代替車両につきましては、受託者におきまして直ちに用意をいたしまして、以降の運行には支障がございませんでした。車両につきましては全損扱いとなっております。現在は廃車をいたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（福塚 実）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）事故で車両の価格は三十一万円あまりしか値打ちがなかったから、そんだけの金額だったと思うんですけども、今後、この代替の車両はどう考えておるんか教えてください。

○議長（福塚 実）岡西吉野支所長。

○西吉野支所長（岡 民長）御答弁申し上げます。代替の車両につきましては、当初の間、九月十五日に事故を起こしまして、十一月までは受託者のほうの所有車両を使っておりました。いわゆるジャンボタクシーを使って運行しておりました。以降につきましては、一方の西吉野コースにつきましては、桧川迫・屋那瀬線のほうの運行のバスでございます。それにつきましては、現在は運行しておりませんけれども、この

分は今現在、勢井・屋那瀬のほうの代替車両として使っております。一方で、桧川迫・屋那瀬線につきましては、集中管理しておりました八人乗りのハイエースがございましたので、それを総務管財課のほうから移管をいたしまして、西吉野支所のほうで代替車両として利用するということに対応しております。

以上、答弁とします。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

以上で、報第三号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。池嶋土木管理担当部長。

〔都市整備部長（土木管理担当） 池嶋 晶登壇〕

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程いただきました、報第四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年一月五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、京都府京都市南区上鳥羽角田町六八番地、佐川急便株式会社 代表取締役 本村正秀。

和解の内容につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は、相手方車両の損害賠償金二十七万三千九十五円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和五年十月二十六日、午後零時五十分頃、市道湯塩線を走行中、市道に設置していた横断溝のグレーチング

を跳ね上げ、車両下部を損傷したものであります。なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 以前にも同じような事故があったかと思うんです。あれは丹原やったのかな。それで、グレーチングを跳ね上げて、そのときもこの同じ業者と違ったのかな。同じ運送会社やったような気がします。それで、事故に間違いないんやろうけれども、これ二回とも同じ業者でグレーチングを跳ね上げるというのは、偶然の一致かも分かりませんが、道路管理者としての不具合があったということでしょうか。

○議長（福塚 実） 池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

道路管理者としての瑕疵でございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 当然のことながら保険で支払われると思うんですけども、この保険の出資割合で、市の負担額というのはあるんですか。

一〇〇％保険で出てますか。

○議長（福塚 実） 池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶） 御答弁申し上げます。一〇〇％市の負担でございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） いずれにいたしましても、やはり市の道路の管理が行き届きであったためにグレーチングが跳ね上がって、事故になったということ、そういうところもしっかり道路管理として、速度等をしっかり守っておれば、事故は起こらなかったかもしれないし、その辺の状況もしっかり踏まえた上で、警察と協議されて、適切な対応が必要ではないかと思えますし、人身事故には至らなかったんですけれども、

こういったことが度々起こってまいりますと、これ必ず人身事故につながっていくことになりかねないので、しっかりとまた管理をよろしく
お願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 答弁はよろしいですか。

○九番（山口耕司） 答弁結構です。

○議長（福塚 実） 質疑は終わります。

以上で、報第四号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 報第五号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（福塚 実） 報告を求めます。上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

〔都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当） 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） ただいま上程いただきました報第五号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の十三ページから十五ページまでを御覧いただきたいと思います。

本案は公共下水道の管理瑕疵による人の負傷の損害賠償について、相手方と和解及び損害賠償の額を定めたため、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和六年一月五日付をもって専決処分したため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。議案書十四ページを御覧いただきたいと思います。

和解の相手方は、五條市二見二丁目八の五六、田中雅美氏でございます。

和解の要旨につきましては、市は相手方に対し、治療費のほか本件事故に関する一切の損害賠償金として合計金額四万一千二百二十四円を相手方口座に支払い、本件示談のほか、市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認いたしました。

議案書十五ページを御覧いただきたいと思います。

事故の内容は、令和五年十一月十五日、午前六時頃、五條市二見五丁目の奈良県吉野川浄化センター付近の公共下水路で発生いたしました。公共下水路への隣接地の排水用口を設けたことにより、上部の管理用通路における水路上部に空間が開いており、散歩中に草が覆いかぶさっていたことから目視できず、空間に左足を踏み外し落ちてけがをしました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 排水用口を設けたことにより、水路上部に空間ができたということですから、この排水用の口を設ける前は、こういう空間、穴はなかったのかどうか。その辺いかがですか。

○議長（福塚 実） 上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本件水路に関しましては、一般下水路として整備した際に、田の用水を抜くための排水溝として整備されたものでございます。排水の仕切り板上部の蓋の部分がなかったために、今回の事故が起きたということでございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） そりゃ排水用の口を設けて蓋してないというのは、これはもう一〇〇%そりゃもう市の瑕疵やと思いますけれども。その辺はあれですね、何というていいか、お金がかかっても、やっぱりちゃんと穴が開かないようにしとかなことにはあきませんわな。何ほお金かかってね。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第五号の報告を終わります。

○議長（福塚 実） 次に、日程第六、報第六号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 報第六号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（福塚 実） 報告を求めます。中本危機管理監。

〔危機管理監 中本賢二登壇〕

○危機管理監（中本賢二） ただいま上程いただきました報第六号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年一月二十四日付をもって専決処分をしたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、和歌山県橋本市三石台三丁目二五の一 足立 聡。

和解の要旨につきましては、相手側は、市の車両の損害額九万七千五百三十九円に対し、相手側の過失割合八割とし、市に対して損害賠償額七万八千三十一円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和五年十月三日、午後一時四十分頃、五條市今井一丁目二番三七号付近の市道須恵四号線を公用車で東進中、駐車場からバックで市道に出てきた軽四自動車を確認したため停止したが、相手方が当方を確認せず、右前ドアに接触し、双方、車両を損傷したものでございます。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます

○議長（福塚 実） 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第六号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第七、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第七号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。中本危機管理監。

〔危機管理監 中本賢二登壇〕

○危機管理監（中本賢二）ただいま上程いただきました報第七号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故によるブロック塀損傷の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第一百八十条第一項の規定により令和六年二月十六日付をもって専決処分をしたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県橿原市大久保町一二九の九 奥本 恵美子。

和解の要旨につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は、相手方ブロック塀の損害額四万九千五百円に対し、損害賠償金四万九千五百円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

事故の概要につきましては、令和五年十月五日 午後三時五十五分頃、五條市本町三丁目五番二二号の相手方所有の宅地前のT字路を右折した際、車長を見誤って早くハンドルを切ってしまい、相手方宅敷地を囲うブロック塀に公用車の車体の右後部座席側面が接触し、ブロック塀を損傷させてしまったものであります。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この道路はどれぐらいの幅の道路であつたのか。市道なのか、またそれ以外の道路なのか。その辺はいかがですか。

○議長（福塚 実） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

市道でございます。幅員にしましては、ちよつと確認しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 車長を見誤つてということですが、車の大きさはどんな車やつたんですか。

○議長（福塚 実） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 日産キャラバンの大きなワゴンタイプのロングでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 去年から今年にかけて、こういう職員さんの瑕疵、責任による損害賠償がたくさん上がってますけれども、やはり仕事の量に比べて職員さんの人数が少ないから、忙しい状況にないのかどうかというようなことも、やはり一度課・部全体がよく連携を取り合つて検討されるように求めておきたいというふうに思います。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） このキャラバンというのは緊急車両でしたか。

○議長（福塚 実） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） あの道、私もよく存じ上げております。そんなに狭くない、四トン車辺りやったら、切り返さな、トラックやったら切り返さななんと思ひますけど、二トン車クラスの車だとずっと回れる場所だと思います。特にこの今危機管理監がおっしゃっていただきました

ように、緊急車両を運転するのに事故を起こすってとんでもないことだと思うんです。その辺の、やはり危機管理課ですやん、運行しとるのは。まして緊急車両を運転しとって事故を起こすなんて、決してサイレン鳴らして通っておったんではないと思いますけど、やはりその辺の緊張感が大切だと思うんですけども、その公用車全体に関わる、これ問題だと思います。その辺、緊張感のある運転に対しての指導をどのように考えておるのか教えてもらえますか。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄） お答え申し上げます。

公用車の運転管理につきましては、公用車運行管理規定に基づきまして、所属長におきましては、公用車の状況であるとか、職員の状況を把握するとともに、職員につきましては交通ルールの徹底や安全運転の徹底をしなければならぬ旨、当然定められております。それと、安全運転教育につきましては、庁内で安全運転管理者及び副管理者それぞれ専任して、年一回の講習も受講させているところでございます。定期的な注意喚起も今年については数多く発出をしておるわけでございますが、議員の御指摘のとおり、緊張感を持って職務に当たすることは大切だと考えておりますので、今後、各所属におきまして朝礼での注意喚起でありますとか、例えば、職員に向けてまして保険会社からの講師の派遣を受けまして、安全教育、講習会の実施等も検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） しっかりお願いしたいと思います。

この車を修理するのに幾らかかったのか。それは保険で適用できたのか、その辺、最後ですので、これで終わりますけれども。

○議長（福塚 実） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本公用車の修理でございますけれども、五十八万八千円の修理が必要となりました。

先ほどの大谷議員の御質問の中で、市道幅員のほうなんですけれども、三メートルということを確認させていただきました。保険対応でございます。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第七号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第八、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第九号））。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程されました報第八号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第九号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、令和五年十二月二十二日に閣議決定された低所得世帯等への給付金事業に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和六年一月九日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものとございます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第九号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ一億三千五百二十万円を追加し、総額で二百億二千八百四十二万四千円とするものとございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の一億三千五百二十万円でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、早期の事業執行が必要な「住民税均等割のみ課税世帯への給付」及び「低所得者の子育て世帯への加算」の給付事業について、所要の額を計上するものとございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページ上段の、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

国庫支出金において、一億三千五百二万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 国の交付金でこうして低所得者の皆さんはじめ、困っている方に支援をしていたくのはいいことなんですけれども、もう既に予算化された支援の中で、非課税世帯の方を対象にした支援が何回ありましたけれども、ある市民の方から、うちはずっと非課税世帯やったのに、今度の支援の中では非課税世帯になってないという相談もありました。だから、本人の認識と担当課の計算と食い違っているということですけども、どちらに食い違いがあるのか、その辺は分かりませんが、ひとつ非課税世帯の対象の方についても、計算の間違いないように、本人さんと意見が食い違った場合は、やはり納得のいく丁寧な説明をしていただくように強調しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福塚 実） それでは、質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お謀りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第九、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第九号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第十号））。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）ただいま上程されました報第九号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第十号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、生活保護費の医療扶助費に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和六年二月十四日付で専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第十号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますしてその総額にそれぞれ、三千七百万円を追加し、総額で二百億六千五百四十二万四千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四。ページの下段三歳出を御覧いただきたいと存じます。

民生費、生活保護費の三千七百万円でございますが、重篤な病状の方や重症者が急増したため、生活保護扶助費の医療扶助費について二月支払分に不足が生じることから、所要の額を計上するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三。ページ上段の、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

国庫支出金において、二千七百七十五万円を、繰越金において、九百二十五万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 生活保護者の方が、急遽病院の治療を受けなくてはならないために、こういったことになったんだろかなと思うんですけども、そういった生活保護者の方々の、健康管理をきちっとしてあげないと、こういった問題は何ぼでも出てくると思うんですよ。その日常に對して、この生活保護者に対する健康管理はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

健康管理に関してなんですけれども、受診を定期的にしていただくようにということは、担当のほうから説明させていただいているのと、その人によって違うんですけれども、訪問というのも随時させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お謀りします。本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第十、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（福塚 実）報告を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）ただいま上程いただきました報第十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の追加議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和六年三月六日付をもって専決処分したため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

追加議案書の二ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市西吉野町老野一九一番地 株式会社滝自動車工業 代表取締役 杉本康浩。

和解の趣旨につきましては、市は、相手方車両の損害額四十四万四千元に対し、市の過失割合を十割とし、相手方に対して損害賠償額四十四万四千元を支払うものです。

三ページを御覧ください。

今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認することとなっております。

事故の概要につきましては、令和六年一月十八日、午前十時二十分頃、県道平原五條線の五條市西吉野町百谷一〇三八番地の二付近に停車後、バックをした際に後方確認を怠り、後方で停車していた相手方の車両に接触し、双方、車両を損傷したものでございます。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（福塚 実）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この後方の車両と、市の停車した車両との距離は何ほぐらい開いておったのか。また、後ろの車両が分かりにくかった、何か障害物があつたのかどうか、その辺どうですか。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

後方車両との間隔につきましては、今手元に資料がございませんので、どれだけ開いていたかというのは承知しておりません。それともう一点につきましては、後方には障害物もなく、完全なる後方の確認の怠りでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（福塚 実） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 市の車両って、どういった車両で、どんな業務を行っておったのか教えてください。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、車両でございますけれども軽トラックでございます。業務につきましては、有害鳥獣の業務でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 軽トラックでバックでぶつかって四十四万円の相手に損害を与えるって、かなりきつう当たってますな。軽トラックで当たるいうたら、よっぽどバック、ほんまに確認せんと、そのまま正味当たったんではないかなと思いますわ。おり運んだりするための軽トラですんやろな。うちの車も大破したと思うんですけれども、修理費幾らかかりましたか。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 当方の軽トラックでございますけれども、右後方角に接触をいたしまして、ウインカーランプ等の損傷で、約七千円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

以上で、報第十号の報告を終わります。

○議長（福塚 実）次に、日程第十一、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第二号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）ただいま上程いただきました議第二号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、市内産業のうち、特に農業の維持及び振興を目的として、本市に移住、定住を予定している者の生活支援を行うため改正するものでございます。

お手元の議案書の三十ページから三十九ページを条順に御覧いただきたいと存じます。

第一条及び第二条につきましては、五條市立移住定住促進住宅の設置とその名称及び位置について定めております。

次に、第三条及び第四条につきましては、入居者の資格、入居の期間について定めております。

次に、第五条から第八条につきましては、入居の申込み及び決定、入居者の選考、入居補欠者、入居の手続についてそれぞれ定めております。

次に、第九条から第十一条につきましては、連帯保証の限度額、同居の承認、入居の承継について定めております。

第十二条及び第十三条につきましては、住宅等の使用料、使用料の減免について定めております。

第十四条から第十六条につきましては、督促、敷金、修繕費用の負担についてそれぞれ定めております。

次に、第十七条及び第十八条につきましては、費用の負担義務、入居者の保管義務等について定めております。

次に、第十九条から第二十一条につきましては、住宅の検査、住宅の明渡請求、意見聴取等についてそれぞれ定めております。

次に、第二十二条から第二十四条につきましては、駐車場の使用許可、駐車場の使用者の資格、駐車場使用の申込み及び決定について定め

ております。

次に、第二十五条から第二十七条におきましては、駐車場の使用の手続、保証金、駐車場の使用許可の取消しについてそれぞれ定めております。

次に、第二十八条及び第二十九条につきましては、立入検査、免責について定めております。

次に、第三十条におきましては、委任について定めており、この条例の施行に關し必要な事項は市長が定めるとしてしております。附則におきましては、施行期日、経過措置、準備行為についてそれぞれ定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 条例は家族向け定住促進住宅条例ですから、今までよりも入居しやすく、また負担も軽く、そのほかいろいろ入居していただきやすい内容になっていると思うんですが、資格は今までよりも緩和されたのかどうか。また、住宅の費用負担は幾らになったのか。もちろん今までと比べて幾らになったのか。ちょっと重要な点だけ、その条例の内容を説明してくれますか。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回の条例でございますけれども、まず旧条例におきましては、西吉野農業高等学校へ入学される生徒さんプラス家族ということで、入居の条件がございました。今回は、それも含め拡充をいたしまして、今後、市内で新規就農をされる方、あるいは短期就農をされる方につきましても、その対象としております。入居者の基本的な資格につきましては旧条例と変わりません。金額につきましても、使用料三万円で、駐車場の場合は三千円ということで、そちらのほうも旧条例と変わりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（福塚 実）次に、日程第十二、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第三号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）ただいま上程いただきました議第三号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、指定管理者制度を導入することを目的として改正するものでございます。お手元の議案書の四十ページから四十四ページを条順に御覧いただきたいと思います。

まず、第一条から第三条につきましては、施設の設置理由、施設の名称及び位置、目的を達成するための業務について定めております。

次に、第四条から第六条につきましては、指定管理者による管理を可能とすること、またその申請等についてそれぞれ定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、施設の利用時間、休業日について定めております。

次に、第九条につきましては、指定管理者が行う業務を定めております。

次に、第十条から第十三条につきましては、施設で取扱いできるものの範囲、利用許可、利用許可の取消しについて、また目的外利用の禁止について定めています。

次に、第十四条及び第十五条につきましては、損害賠償等について定めています。

次に、第十六条につきましては、施設の管理を指定管理者が行う場合の条文の読み替えについて定めています。

次に、第十七条では、委任について定めており、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に規則で定めるとしております。

附則におきましては、施行期日を令和六年四月一日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この十条で施設で取り扱うイノシシ及びニホンジカですんやけど、規則で定めるものとする、これは分かるんやけれども、従来、血液検査などして、病気にかかってないもんを食肉に利用しておったと思うんやけれども、その監視は十分できますんかな、もし指定管理になった場合において。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えを申し上げます。

従来までのそういった血液検査でありましたり、そういった部分については今までどおりのルールづけで実施していただけるように協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 費用のほうやけれども、これ出ていったちゅうことは、やはり指定管理にしたほうが安うつくつと、そういうお考えですか。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） 現在、食肉加工施設の維持管理、人件費も含めまして、約一千五百万円程度の費用がかかっております。こちらにつきまして、指定管理、今思っているのは、零円で指定管理を行いたいというふうに目標を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 同じ質問になりますけれども、やっぱり皆さんに食べていただく食料ですから、やはり解体においては、資格が必要とするような方が必要となった場合は、やっぱり指定管理になっても、その資格者は配置しなければならないというように思いますけれども、その辺はどうなるのか。それと、有害鳥獣の捕獲状況等、ジビエールに入ってきてる頭数ですね、詳しくは結構ですけども、増える傾向にあるのか、それとも減っている傾向にあるのか、その辺いかがですか。

○議長（福塚 実） 平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長） お答えを申し上げます。

まず、人食ということですから、今までのルールに乗っかりまして、確実な処理をしていただくように努めてまいります。

それから、搬入数でございますけれども、平成二十九年から令和元年まで、大体三百頭から二百五十頭の搬入がございました。イノシシでございます。しかしながら、令和三年度、豚熱が出てからなんですけれども、現在では約五十頭前後で推移しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

トイレ休憩のため、午前十一時二十五分まで休憩いたします。

午前十一時十分休憩に入る

午前十一時二十五分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第十三、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第七号 五條市子どもサポートセンター条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました、議第七号 五條市子どもサポートセンター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

提案理由につきましては、関係機関及び団体との連絡調整及び連携に係る規定の整理を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書五十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきまして、まず、改正条例の本則でございますが、第四条第三号につきまして、現行の規定で列举する機関に限らず、多方面の各教育機関及び各専門機関と幅広く連絡調整及び連携を行うため、「五條市立小学校、中学校及び五條市立西吉野農業高等学校、五條市保健福祉センター、五條警察署、高田こども家庭相談センター等」の文言を削り規定の整理を行うものです。

なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で、議第七号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 改正理由として、関係機関及び団体との連絡調整及び連携に係る規定の整備ということになっているんですけども、この五十四ページの中にはいろんな団体が入っているけれども、それを削ることになるとるんですけども、これは改正理由からしたら、なかなか理解しにくいですけども、削って、そしたら今度はどういう団体と連携を図るのか、その辺がちょっと分かりにくいんですけど、その辺はどうですか。

○議長（福塚 実） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

現行の条例のところでは、具体的な名称を列挙させていただいています。ところが、いろんな機関と今後、連携調整をして進めていく必要がございますので、具体的な名称だけでなく、一括して関係機関という形のもので表現をさせていただきたいということで条例の改正をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十四、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩） ただいま上程いただきました、議第八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十五ページを御覧いただきたいと存じます。

提案理由につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うもので、地方自治法第九十六第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正の内容につきまして、まず、改正条例の本則でございますが、第二十三条につきましては、運営規程の概要等の掲示について、書面掲示に加え、インターネットを利用してホームページ等により閲覧可能とすることが義務化されたため、規定の整理を行うものです。

第五十三条第二項第二号につきましては、記録の交付を定めた規定において、「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を、「記録媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化

を行うものです。

なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で、議第八号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十五、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第九号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程いただきました、議第九号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、本市における福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子供までに拡大するため、各関係条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十八ページから六十ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条につきましては、五條市子ども医療費助成条例の一部を改正するものです。

まず、対象年齢の拡大に当たり、現物給付制度の基準となっていた乳幼児を定義した第一条の二第二項を削るとともに、同条第三項中で定義されている社会保険診療報酬支払基金の機構改革に伴い「奈良支部」を削り、同項を第二項に改めるものです。

次に、助成要件を明確化するため、第二条中の一部を削り、助成の対象としない者について、新たに一項を加えました。

次に、対象年齢の拡大に当たり、第三条の二第二項中の乳幼児に係る規定を削るとともに、言葉の表現を改めました。

第二条につきましては、五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正するものです。

まず、第一条の二第一項中の「未就学児」を「子ども」に、年齢を「六歳」から「十八歳」に改め、同条第二項中の「奈良支部」を削るものです。

次に、第二条中の「対象児童」に係るものを「子ども」に改め、助成要件を明確化するため、助成の対象としない者について、新たに一項を加えました。

次に、定義及び助成要件の改正にあわせ、第三条の二第二項中の「対象児童が未就学児」を「第二条の規定により助成の対象となる子ども」に改めるとともに、言葉の表現を改めました。

第三条につきましては、五條市心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものです。

まず、第一条の二第一項中の「未就学児」を「子ども」に、年齢を「六歳」から「十八歳」に改め、同条第二項中の「奈良支部」を削るものです。

次に、助成要件を明確化するため、第二条第一項中の一部を削り、助成を受けることができる者として新たに第五号及び第六号の二号を加

えるとともに、同項第三号中で条例参考例に準じて改正をしました。

次に、第三条の第二項中の「未就学児」を「子ども」に改めるとともに、言葉の表現を改めました。

最後に、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分を、第三項及び第四項で準備行為について定めております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 現在の制度を申し上げますと、零歳から小学校入学前までは医療費をもう現物給付で、病院の窓口で払わなくてもいいということになっておりますね。そして、小学生から中学生、卒業までは医療費を病院の窓口で一旦払ってもらって、後で償還払い、お返しをするという制度になってますけれども、今度はいくらですか、零歳からもう十八歳まで全ての人を対象に、病院での窓口払いはなくす、現物給付にしていくという理解でよろしいですか。

○議長（福塚 実） 久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりでございます。十八歳に達する日以後、最初の三月三十一日までの子供に対して、同じく現物給付ということを県内の医療機関においてすることでございます。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十六、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

「すこやか市民部長 久保雅彦登壇」

○すこやか市民部長（久保雅彦） たいいま上程いただきました、議第十号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明をさせていただきますに当たり、議案書の訂正について、議長の許可を得てお手元に配付しております正誤表について御説明申し上げます。

内容につきましては、議案書六十二ページ、五條市国民健康保険税条例の一部を改正する条例本文中、十行目以降について、太字と下線で示させていただきますますが、右が誤り、左が正となります。

右側の「第二十一条第一号」は第一項が抜けており、正しくは左側の「第二十一条第一項第一号」となり、それに伴い「同条第二号」が「同項第二号」に、「同条第三号」が「同項第三号」としなければならぬところを、誤っております。おわび申し上げます。

それでは、議第十号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書六十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市国民健康保険税の税率を令和六年度の奈良県統一保険料（税）率に改正するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の理由につきましては、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和六年度に向け奈良県国民健康保険運営協議会で奈良県統一保険料（税）率について審議・承認された後、五條市国民健康保険運営協議会においても審議・承諾されたことから、五條市国民健康保険の被保険者に係る課税額を算定する税率等を改正するものです。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十二ページから六十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、基礎課税額においては、第三条第一項中の所得割額を算定する率を「百分の七・七」から「百分の七・六四」に、第四条中の被保険者均等割額を「二万五千五百円」から「二万七千六百円」に改めるものです。

次に、後期高齢者支援金等課税額においては、第六条中の所得割額を算定する率を「百分の三・一」から「百分の三・二七」に、第七条中の被保険者均等割額を「一万一千円」から「一万一千五百円」に、第七条の二第一号中の世帯別平等割額を「八千円」から「八千四百円」に、同条第二号中の特定世帯の世帯別平等割額を「四千円」から「四千二百円」に、同条第三号中の特定継続世帯の世帯別平等割額を「六千円」から「六千三百円」に改めるものです。

次に、第八条中の介護納付金課税被保険者に係る所得割額を算定する率を「百分の三・一」から「百分の三・〇三」に、第九条中の被保険

者均等割額を「一万八千円」から「一万六千九百円」に改めるものです。

以上が令和六年度奈良県統一保険料（税）率に改める改正内容となります。

これ以降の第二十一条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しているもので、被保険者均等割額及び世帯別平等割額が改正されることにより、それぞれの軽減割合に応じて軽減額が変わる部分について改めるものです。

まず、第二十一条第一項第一号につきましては、七割軽減対象となる所得の基準に該当する世帯の軽減額を、同項第二号につきましては、五割軽減対象となる所得の基準に該当する世帯の軽減額を、同項第三号につきましては、二割軽減対象となる所得の基準に該当する世帯の軽減額を、同条第二項につきましては、未就学児の軽減額についてそれぞれ改めるものです。

最後に、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十七、議第十一号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま、上程されました議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきまして、介護保険法に基づく介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料率を改めるため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしまして、初めに条文の整理としまして介護保険法施行令の改正に伴い、第三条及び第五条中、介護保険法施行令第三十九条を第三十八条に改めることとしました。

次に、第三条につきまして、保険料率の年度を、第九期事業計画の期間に合わせて、「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」と改めるものでございます。

次に、介護保険料率につきまして、介護保険法施行令の改正に伴い第三条第一項第一号の介護保険料額を「三万七千二百円」に、第二号を「五万一千四百八十円」に、第三号を「五万五千八百円」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則につきまして、施行期日を令和六年四月一日から施行することと定めております。

なお、経過措置といたしまして、改正後の五條市介護保険条例第三条及び第五条の規定は、令和六年度以降の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によることとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十八、議第十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま、上程いただきました議第十二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十七ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する令和六年厚生労働省令第十六号が、令和六年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

法改正の内容は、介護支援専門員が受け持つ利用者数の緩和、利用者の居宅訪問を、テレビ電話等も可能とする、事業所運営基準のウェブサイト掲載の義務化等、事業所が従うべき運営基準の見直しが行われました。この法改正に基づき、国の運営基準等を準用するよう本条例を整備するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十八ページから六十九ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしまして、初めに条文の整理としまして、目次及び各章の見出しを削除することとしました。

次に、第一条につきまして、文言の整理を行い、第二条につきまして、使用する用語の定義について、法及び、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、使用する用語の例に改めることとしました。

次に、第三条につきまして、この条例の対象となるものは法人とし、運営基準等は附則を除き国の基準を準用することと改めました。

次に、第四条につきまして、記録の保管に関する規定を、第五条につきまして、市長への委任規定について改めることとしました。

次に、第四章から第六章までの条文につきまして、国の基準を準用するため削除することとしました。

最後に、附則につきまして、第一条で、施行期日を令和六年四月一日から施行することと定めております。第二条で、経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第十九、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十三号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま、上程いただきました議第十三号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書七十ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する令和六年厚生労働省令第十六号が、令和六年一月二十五日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものとございます。

法改正の内容は、介護支援専門員が受け持つ利用者数の緩和、利用者の居宅訪問をテレビ電話等も可能とする、事業所運営基準のウェブサイト掲載の義務化等、事業所が従うべき運営基準の見直しが行われました。この法改正に基づき、国の運営基準等を準用するよう本条例を整備するものとございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書七十一ページから七十二ページを御覧いただきたいと存じます。

主な改正内容といたしまして、初めに条文の整理としまして目次及び各章の見出しを削除することとしました。

次に第一条につきまして文言の整理を行い、第二条につきまして、使用する用語の定義について、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において使用する用語の例に改めることとしました。

次に、第三条につきまして、この条例の対象となるものは法人とし、運営基準等は附則を除き、国の基準を準用することと改めました。

次に、第四条につきまして、記録の保管に関する規定を、第五条につきまして、市長への委任規定について改めることとしました。

次に、第四章から第七章までの条文につきまして、国の基準を準用するため、削除することとしました。

最後に、附則につきまして、第一条で、施行期日を令和六年四月一日から施行することと定めております。第二条及び第三条で、経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「〔なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時零分休憩に入る

午後一時二十九分再開

○議長（福塚 実）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十四号 五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

〔都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当） 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） ただいま上程されました議第十四号 五條市営住宅条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の七十三から七十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和五年五月十九日に公布され、令和六年四月一日から施行されることに伴い、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それでは、改正内容について御説明申し上げます。

五條市営住宅条例第六条、市営住宅の入居者の資格のうちの単身での入居が認められる要件の一つに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定により、裁判所が命じた命令の申立を行ったもので、当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないものとあり、現行の同法第十条、保護命令では、第一項に被害者の住所、勤務先等の付近への徘徊の禁止を定め、また同居している場合の退去の命令が同一の条文に定められていました。今回の法改正により、同法第十条第一項に、接近禁止命令等として、付近徘徊の禁止を定め、同法第十条の二を新設し、退去命令等として同居の場合の退去命令を定めたものです。このことに伴い上位法の改正による五條市営住宅条例の同法の規定引用の整合を図るものです。

最後に、附則におきまして、同法改正時期に合わせ、本改正条例の施行期日を令和六年四月一日と定めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することになりました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十一、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十五号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。中本危機管理監。

〔危機管理監 中本賢二登壇〕

○危機管理監（中本賢二）ただいま上程いただきました議第十五号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書七十五ページを御覧ください。

本案は、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する補償基準額の引上げを行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七十六ページから七十七ページを御覧ください。

条例の改正内容としましては、まず、第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改めます。

次に、別表中、「一万二千四百四十円」を「一万二千五百円」に、「一万三千三百二十円」を「一万三千三百五十円」に、「一万六千七百円」を「一万八百円」に、「一万一千五百五十円」を「一万一千六百五十円」に、「一万二千四百四十円」を「一万二千五百円」に「八千九百円」を「九千一百円」に、「九千七百九十円」を「九千九百五十円」に、「一万六千七百七十円」を「一万八百円」に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

なお、附則につきましては、施行日と経過措置を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二十二、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十六号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第十六号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十八ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、水道の整備・管理行政に係る所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることになって、水道法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものでございます。

続きまして、改正する内容の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十九ページを御覧いただきたく存じます。

本則につきましては、第十五条第一項の表 給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和五年以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和五年以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加えております。

附則につきましては、施行の期日について定めております。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十三、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十七号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）ただいま上程されました議第十七号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第十一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算繰越明許費の補正でございまして、歳入歳出予算につきましてはその総額にそれぞれ一億五千五百八十七千円を追加し、総額で二百二億一千七百一万一千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十一ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二段目、二款から、総務費、総務管理費、一般管理費の二節 給料から四節 共済費の合計八千九百十九万六千円でございますが、職員の人件費を追加するもので、人事異動、退職、人事院勧告等により現計予算に不足が生じることから所要の額を計上しております。なお、一款の議会費をはじめ、他の科目に計上しております人件費の補正につきましても、同様の事由により現計予算に不足が生じることから追加もしくは減額を行うもので、各費目の人件費該当部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、基金費の一億十一万四千円でございますが、地方交付税が追加交付されたことなどにより減債基金への積立金を追加するものや、各基金の利息等を積み立てるものでございます。

十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、戸籍住民基本台帳費のうち委託料の九百四十八万二千円でございますが、番号法等の一部改正に伴う戸籍情報システム改修に係る所要の額を計上するものでございます。また、システム改修に係る国の改造仕様書の配付が令和六年三月下旬の予定のため、今年度の残額と合計した一千三百九十一万五千円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、障害福祉医療費の二百六十万円でございますが、心身障害者医療費扶助及び福祉医療費貸付金に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、十五目 介護保険推進費の三百三十九万一千円でございますが、介護保険特別会計における介護報酬改定等に伴うシステム改修費の補正に伴い、同特別会計に対する繰出金を追加するものでございます。

十九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、土木費、農業土木費、農地費の三千六百万円でございますが、防災重点ため池の劣化状況調査及びため池豪雨調査について、国の補正予算の追加交付が決定したことに伴い、所要の額を追加するもので、その全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

七ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

地方譲与税において四千万を、地方交付税において八千七十六万円を、国庫支出金において一千二百六十八万円を、県支出金において三千七百万円を、繰越金において二千六十一万五千円を、諸収入において六十万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、繰越明許費の補正につきまして御説明申し上げます。先ほどの歳出補正予算で御説明申し上げていないもののみ説明を申し上げます。初めに、繰越明許費の追加でございます。二行目から民生費、社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（非課税世帯事業）の三千九十七万四千円でございますが、給付金の申請期限を三月十一日としており、支給事務が四月以降も継続する見込みのため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、低所得者支援（住民税均等割世帯子供加算事業）の一億三千四百四十二万六千円でございますが、給付対象者抽出のためのシステム改修に不測の日数を要し、年度内の事業の完了が見込めないことから翌年度に繰り越すものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の七万一千円でございますが、新型コロナウイルス特例臨時接種終了に伴う医療廃棄処理業務等が令和六年四月以降になるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、高圧電気設備機器更新事業の三百二十八万四千円でございますが、能登半島地震により高圧電気設備更新に必要な資材の調達が困難なため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、五條市応急診療所発熱外来診察室移設事業の六十万五千円でございますが、工事設計業務の調査、手続に不測の日数を要するため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、共同墓地災害復旧事業補助金の三百万円でございますが、共同墓地管理団体の工事の発注が二月となり、年度内の工事完了が困難で

あるため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、商工費、地域振興券事業の八千五百万円でございますが、地域振興券の使用期限が三月三十一日であり、振興券の換金及び事業所への支払いが四月以降になるため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路新設改良事業の二億三千二百二十万円でございますが、市道大津相谷線の工事に伴い農業用配水管の移設が必要となり、地元調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものとございます。

六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、都市計画費、都市計画道路見直し検討事業の三百万円でございますが、都市計画道路見直し案に係る県ガイドラインの評価検討に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、五條市公園施設長寿命化対策支援事業の三千五百万円でございますが、公園の現地確認作業に時間を要し、委託期間の確保が見込めないため翌年度に繰り越すものとございます。

次に、下水路整備事業の三百七十万円でございますが、工事の施工内容について関係者との調整に不測の期間を要したため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、災害復旧費、農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業の六千万円でございますが、設計調査及び施工方法の検討に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、農地災害復旧事業の五百万円でございますが、資材を共有する災害復旧箇所について現場及び地元調整に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものとございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業を三千二百万円から七千五百万円に、河川災害復旧事業を八千万円から一億円に変更するものとございます。いずれも災害復旧事業の適切な工事期間を確保するために、翌年度に繰り越すものとございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十四、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十八号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程いただきました、議第十八号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千三百四十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億六千七百八十五万五千円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

六ページから七ページの三歳出を御覧いただきたいと存じます。

まず、一款 総務費、一項 総務管理費、一目 一般管理費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報に係る経費に対して国庫補助金等が見込まれるため、財源を更正するもので歳出予算に変更はございません。

次に、二款 保険給付費、一項 療養諸費、一目 一般被保険者療養給付費、十八節 負担金補助及び交付金 三千五百九十万円でございますが、医療費が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

次に、二款 保険給付費、二項 高額療養費、一目 一般被保険者高額療養費、十八節 負担金補助及び交付金 二千七百五十万円でございますが、医療費が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

次に、六款 諸支出金、一項 償還金及び還付加算金、三目 保険給付費等交付金償還金、二十二節 償還金利子及び割引料 五万五千円

につきましては、令和四年度保険者努力支援制度交付金の概算交付額が実績を上回ったため、超過交付となった交付金を国庫へ返還するものです。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

三ページ上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

一款 国民健康保険税において五万円を減額し、三款 国庫支出金において五万円を、四款 県支出金において六千三百四十万円を、八款 繰越金において五万五千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二十五、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十九号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号） 議定について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。ただいま、上程いただきました議第十九号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号） 議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ、六千六百七十万円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億一千七百四万五千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出予算から、御説明を申し上げます。

一款 総務費、一項 総務管理費、一目 一般管理費 四百九十九万一千円につきまして、令和五年度、介護保険報酬改定に伴います介護保険システム改修業務のための委託料でございます。

次に、四款 基金積立金、一項 基金積立金、一目 介護保険財政調整基金積立金 五千六百六十一万六千円につきまして、令和四年度介護保険特別会計歳入歳出差引額のうち、国庫・県費等へ返還する金額を差し引きした額を基金へ積み立てるものでございます。
次に、四ページを御覧ください。

歳入予算につきまして、御説明申し上げます。

三款 国庫支出金、二項 国庫補助金、三目 介護保険事業費補助金 百六十万円につきまして、令和五年度介護報酬改定業務に伴うシステム改修事業補助金でございます。

次に、七款 繰入金、一項 他会計繰入金、一目 一般会計繰入金 三百三十九万一千円につきまして、システム改修に伴う事務費を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、八款 繰越金、一項 繰越金、一目 繰越金、前年度繰越金 五千六百六十一万六千円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十番、吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 歳出のほうなんですけれども、この基金積立金、今年度を除いて今まで幾らたまっていますか。

○議長（福塚 実） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美） 今年度を除いてということですので、四年度末の基金積立金でございますが、四億九千二百十五万九千四百七円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福塚 実）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十六、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第二十号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程いただきました、議第二十号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百八十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億六千九百八十万円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

四ページ下段の、三歳出を御覧いただきたいと存じます。

二款 後期高齢者医療広域連合納付金、一項 後期高齢者医療広域連合納付金、一目 後期高齢者医療広域連合納付金、十八節 負担金補助及び交付金 一千二百八十万円につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合による保険料の賦課額の決定により、広域連合への保険料負担金が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

三ページ上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと思います。

一款 後期高齢者医療保険料において一千二百八十万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第二十七、議第二十一号から議第二十九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第二十一号 令和六年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十三号 令和六年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十四号 令和六年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第二十五号 令和六年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第二十六号 令和六年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第二十七号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第二十八号 令和六年度五條市水道事業会計予算議定について。

議第二十九号 令和六年度五條市下水道事業会計予算議定について。

〔「十番」の声あり〕

○議長（福塚 実） 十番、議会運営委員会吉田雅範委員長。

○議会運営委員会委員長（吉田雅範） ただいま上程になりました議第二十一号から議第二十九号までの九議案につきましては、去る二月二十九日の開会日において提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも令和六年度の五條

市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思ひます。

なお、委員の定数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○議長（福塚 実）お諮りいたします。ただいま議會運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）御異議なしと認めます。よつて、本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名いたします。

それでは、二番秋本直嗣議員、四番谷 勝啓議員、五番吉田 正議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、以上七名の方にお願ひいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程については御協議いただきたいと思ひますので、各位には、本日本會議散会后、直ちに議員會議室に御參集願ひします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十八、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第一号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました、議第一号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公立認定こども園の今後のあり方等について検討するための五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置するに当たり、本条例を

制定しようとするため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十七ページから二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、制定条例の本則でございますが、

第一条では、五條市教育・保育のあり方検討委員会の設置目的に関して定めております。

第二条では、委員会の所掌事項について、教育・保育内容の充実の推進に関することなどを定めております。

第三条では、組織及び委員の人数について定めております。

第四条では、委員の任期について、委嘱又は任命した日の属する年度の翌年度末までと定めております。

第五条では、委員長を置くことを定めております。

第六条では、委員会の会議について、会議の招集、開催、議決等を定めております。

第七条では、専門部会について、委員長の名指する委員をもって、専門部会を置くことができるものと定めております。

第八条では、委員の守秘義務について定めております。

第九条では、庶務について、教育委員会事務局において行うことと定めております。

第十条では、委任について、本条例の施行に関して必要な事項を別に定めるものとしております。

本則は、以上でございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を定めることといたしました。

以上で、議第一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第二十九、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました、議第四号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、農地法等の改正により、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、「五條市教育・保育のあり方検討委員会」を設置することに伴う、当該委員会の委員報酬及び費用弁償に係る規定の追加、及び五條市学校運営協議会規則に規定する委員の委員報酬及び費用弁償に係る規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十六ページから四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございますが、本条例別表中、第十三項「農業委員会委員」において、報酬のうち基本給相当部分についての増額と、国の農地利用最適化交付金事業を活用する能率給相当部分について、交付金額に上限を定めていた報酬を今般、全額充てることが可能となるよう、会長の報酬「月額五万七千円以内で、市長が別に定める額」を「基本給 月額四万五千円、能率給年額 国から交付される農地利用最適化交付金（以下この項において「交付金」という。）の範囲内で市長が定める額」に、農業委員の報酬「月額四万六千円以内で、市長が別に定める額」を「基本給 月額三万三千円 能率給 年額 交付金の範囲内で市長が定める額」に、さらに農地利用最適化推進委員の報酬「月額三万九千円以内で、市長が別に定める額」を「基本給 月額三万二千円 能率給 年額 交付金の範囲内で市長が定める額」に改めるものでございます。

次に、本条例別表中第六十一項「五條市退職手当審査会」の次に次の二項を追加し、第六十二項として「五條市教育・保育のあり方検討委

員会委員」の報酬の額を「日額一万円」とし、旅費等の額につきましては、記載のとおり、他の職と同様に規定するものとございます。

次に、第六十三項として、「五條市学校運営協議会委員」を追加し、報酬の額を「日額五千元」とし、旅費等の額につきましては、記載のとおり、他の職と同様に規定するものとございます。

本則は、以上でございます。

なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で、議第四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実）質疑を終わります。
本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実）次に、日程第三十、議第五号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

○議長（福塚 実）提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄）ただいま上程いただきました議第五号、五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書四十九ページを御覧願います。

本案は、国における災害派遣対応の運用や職員の勤務実態等を勘案した改定及び新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等業務手当の特例の廃止を行うため、本条例の規定を整備するものであります。

それでは、改正する内容につきまして、御説明申し上げます。

五十ページを御覧願います。

第二条に規定されている特殊勤務手当の支給範囲について、本市の区域を除く災害が発生した地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事した場合及び、道路等の公共用地において、動物の死体処理に従事した場合を加えるものでございます。これらに伴い、手当の額について定める別表に、災害派遣業務手当及び動物死体処理手当の名称並びにそれぞれの額を加えるものでございます。

また、附則第三項に定めております、五條市応急診療所及び五條市立大塔診療所で新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合に支給する手当について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症に移行されたことに伴い、国家公務員の特殊勤務手当において感染症防疫作業手当の特例が廃止されたことに準じ、これを削るものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第一項では、この改正する条例を公布の日から施行することとし、本則第二条第六号及び別表第七項の改正規定においては、令和六年四月一日から施行することを定めております。

附則第二項では、改正後の本則第二条第五号及び別表第六項の規定は、令和六年一月一日に遡って適用することを定めております。以上で、議第五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

「「なし」の声あり」

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第三十一、議第六号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第六号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄） ただいま上程いただきました議第六号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書五十一ページを御覧願います。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されるに当たり、本市の会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加える所要の規定が追加されたことに準じ、会計年度任用技能労務職員についても同様の措置を講じる必要があることから、本条例の規定を整備するものであります。

それでは、改正する内容につきまして、御説明申し上げます。

五十二ページを御覧願います。

まず本則につきましては、第六条第一項第一号及び第二号中「休日勤務手当及び期末手当」とあるのを「休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改め、勤勉手当を追加するものでございます。

次に、附則につきましては、この条例を令和六年四月一日から施行することを定めております。

以上で、議第六号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（福塚 実） 十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今回は技能職員の会計年度職員の勤勉手当ですが、昨年の十二月議会では、既に技能職員以外はもう勤勉手当つけられたわけですが、勤勉手当をつける年月日は、十二月で可決されたほかの会計年度職員と同じようにしなければならぬと思いますけれども、それはどうですか。

○議長（福塚 実） 西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、令和六年四月一日からの施行としております。

以上でございます。

○議長（福塚 実） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） この間、質疑で明らかになりましたように、大変、会計年度職員といえど、正規職員の皆さんと同じ時間帯で仕事をしていただいております。引き上がったといえども、まだ格差がありますので、国の担当大臣も、やっぱり答弁しておりますように、順次、やはり会計年度職員の待遇を充実するように強調しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 次に、日程第三十二、議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第三十号 五條市税条例の一部改正について。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明を求めます。 櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） ただいま上程いただきました議第三十号、五條市税条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和六年二月二十一日に公布され、同日から施行されたことに伴い、五條市税条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、附則第五条の次に、附則第五条の二を追加し、令和六年能登半島地震により生活に必要な資産に損失が生じた場合、令和六年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とする特例を定めるための規定の整理を行っております。

議案書六ページの上から八行目を御覧ください。

次に、附則第六条では、地方税法の改正に伴う文言の整理を行っております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について、公布の日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福塚 実） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福塚 実） 質疑を終わります。
本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（福塚 実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十二日から二十四日まで休会とし、次回二十五日、午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十七分散会